

## 茨木市電線共同溝管理要綱

### (目的)

第1 この要綱は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第18条の規定に基づき、市が管理する電線共同溝について、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する公益物件の管理に関する事項その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線共同溝 電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため市が設ける施設をいう。
- (2) 附帯施設 電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- (3) 道路設備 市が道路の施設として電線共同溝に敷設した電線、通信線、地上機器等をいう。
- (4) 占用物件 市長の許可を受けた者が電線共同溝に敷設した電線、通信線、地上機器等をいう。
- (5) 収容物件 道路設備及び占用物件をいう。
- (6) 占用者 占用物件を設置し、及び管理している者をいう。
- (7) 占用工事 占用者が行う占用物件の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する工事をいう。

### (管理区分)

第3 電線共同溝及び道路設備は市が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

### (台帳の作成及び保管)

第4 市長は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（第4において「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

2 台帳に記入すべき事項は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 電線共同溝の規模、構造及び完成年月日
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類並びに敷設工事着手年月日及び完了年月日
- (4) 収容物件の管理者名及び連絡先
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、占用者に台帳を閲覧させることができる。

4 占有者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(収容物件への明示)

第5 市長及び占有者は、収容物件に管理者名、敷設年、電圧等を明示するものとする。

(電線共同溝の構造及び収容物件に変更がある場合の措置)

第6 市長は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧等を行おうとするとき及び新たに占有者が加入する等収容物件に変更が生じるときは、あらかじめ、既に許可を受けている占有者と協議するものとする。

(工事の承認)

第7 占有者は、占有工事を施行しようとするときは、茨木市電線共同溝占有工事施行承認申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 縦断図

(4) その他市長が必要と認めたもの

(工事の施行)

第8 占有者は、占有工事の施行に当たっては、電線共同溝の構造及び他の占有物件に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、占有工事の施行により他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、市長及び他の占有者の意見を聴取し、その立会いを求めなければならない。

3 市長は、電線共同溝に関する工事の施行により収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ、関係する占有者と協議するものとする。

4 占有者は、占有工事の施行に伴い附帯施設の設置、変更等が必要となったときは、市長と協議するものとする。

5 占有者は、占有工事が完了したときは、茨木市電線共同溝占有工事完了届(様式第2号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第9 占有者は、巡視、点検等により電線共同溝に入溝しようとするときは、市長に茨木市電線共同溝入溝承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占有者は、事故その他やむを得ない事由により緊急に入溝する必要があるときは、市長に連絡し、その指示に従って入溝することができるものとする。この場合において、当該占有者は、入溝後速やかに茨木市電線共同

溝緊急入溝報告書（様式第4号）を市長に提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。

（点検及び通報の義務）

第10 市長及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 市長及び占有者は、占用工事、巡視又は点検の際に電線共同溝、収容物件等の異常を発見したときは、直ちに関係者に通報するとともに、応急的な措置を講じなければならない。

3 前項の異常を発見した占有者及び異常が発生した占用物件を管理する占有者は、速やかに茨木市電線共同溝事故報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、電線共同溝に異常が発見されたときは、占有者と協議の上、機能を回復するために必要な措置を講じるものとする。

（関係法令等の順守）

第11 市長及び占有者は、電線共同溝における工事、点検等を実施しようとするときは、この要綱、関係法令等を順守しなければならない。

（費用の負担）

第12 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（以下「管理費」という。）は、当該管理に係る工事等に直接必要な本体工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を市及び各占有者がそれぞれ負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定によることができないとき又は同項の規定により負担金の額を算出することが著しく公平を欠くと認めるときは、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

3 第1項の占有者の負担金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとし、当該端数は市が負担するものとする。

4 工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規定にかかわらず、その原因者の負担とする。

5 特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、第1項の規定にかかわらず、当該占有者の負担とする。

6 管理費のうち機械器具費、営繕費及び事務費の算出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 機械器具費は、本体工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに補償費の合計額を基準額として、次の表の左欄に掲げる基準額の区分に応じ、それぞれ同表の

右欄に定める率を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、基準額が5,000,000円未満となる場合は、管理費として算定しない。

基準額	機械器具費の率
20,000,000円以下の金額	0.8 %
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.6 %
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.4 %
80,000,000円を超える金額	0.2 %

- (2) 営繕費は、本体工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに機械器具費の合計額を基準額として、次の表の左欄に掲げる基準額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、当該合計金額が5,000,000円未満となる場合又は工期が100日未満の場合は、管理費として算定しない。

基準額	営繕費の率
20,000,000円以下の金額	1.0 %
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.8 %
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.6 %
80,000,000円を超える金額	0.4 %

- (3) 事務費は、本体工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費並びに営繕費の合計額を基準額として、次の表の左欄に掲げる基準額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を合計した額とする。

基準額	事務費の率
20,000,000円以下の金額	10 %
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	8 %
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	6 %
80,000,000円を超える金額	4 %

(負担金の徴収方法及び納入時期)

第13 管理費のうち占用者が負担することとなる負担金は、市長が徴収するものとする。

2 市長は、占用者に対し、あらかじめ、管理費徴収資金計画書を送付するものとする。

3 占用者は、前項の管理費徴収計画書に基づき市長が発行する納入通知書により、負担金を納入するものとする。

(管理費の精算)

第14 第13の規定により市長が徴収する負担金は、工事等の施行完了後速やかに精算

するものとする。

(損害又は紛争の処理)

第15 占有物件の設置若しくは管理の瑕疵若しくは工事等に起因して第三者（他の収容物件の敷設者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、電線共同溝の管理について必要な事項は、占有者と協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

様式第1号 (第7関係)

茨木市電線共同溝占用工事施行承認申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

占有者 所在地  
名 称  
代表者名  
(担当者)  
(連絡先)

占有物件に係る工事を施行したいので、次のとおり申請します。

目的			
路線名		電線共同溝名	
場所			
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事名			
工事内容			
規模・数量			
添付図書			

茨木市電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、次の条件を付けて承認します。

工事の施行に当たっては、茨木市電線共同溝管理要綱、茨木市電線共同溝保安要領その他関係法令を順守すること。

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長



様式第2号 (第8関係)

茨木市電線共同溝占用工事完了届

年 月 日

(届出先) 茨木市長

占有者 所在地  
名 称  
代表者名  
(担当者)  
(連絡先)

年 月 日付け茨木市指令 第 号で承認を受けた占有物件に係る工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

目的			
路線名		電線共同溝名	
場所			
工事名			
工事内容			
工事期間	着手	年 月 日・完了	年 月 日
その他			

様式第3号 (第9関係)

茨木市電線共同溝入溝承認申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

占有者 所在地  
名 称  
代表者名  
(担当者)  
(連絡先)

電線共同溝に入溝したいので、次のとおり申請します。

入溝箇所	路線名	電線共同溝名
	場 所 自) 至)	(上り線・下り線)
入溝目的		
期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
入溝者等	監督責任者 氏 名 TEL	
	入溝責任者 会社名 住 所 氏 名 TEL	
	入溝総人数	名
火気使用	有 (防火責任者 ) 無	

茨木市電線共同溝入溝承認書

上記について、次の条件を付して承認します。

事故等異常が発生したときは、速やかに別添の緊急連絡系統図により、市長及び関係者に連絡してください。

茨木市指令 第 号  
年 月 日

茨木市長



様式第4号 (第9関係)

茨木市電線共同溝緊急入溝報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市長

占有者 所在地  
 名称  
 代表者名  
 (担当者)  
 (連絡先)

年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したことに  
 ついて、次のとおり報告します。

入溝箇所	路線名	電線共同溝名
	場 所 自) 至)	(上り線・下り線)
入溝目的	目 的 異常の内容 措置の内容	
期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
入溝者等	監督責任者 氏 名	TEL
	入溝責任者 会社名 住 所 氏 名	TEL
	入溝総人数	名
火気使用	有 (防火責任者 ) 無	

茨木市電線共同溝確認書

上記報告について、これを確認しました。

茨 第 号  
 年 月 日

茨木市長



様式第5号（第10関係）

茨木市電線共同溝事故報告書

年 月 日

（報告先）茨木市長

占有者 所在地  
名 称  
代表者名  
（担当者）  
（連絡先）

電線共同溝において発生した事故について、次のとおり報告します。

路線名・箇所		電線共同溝名	
事故発生日時	年 月 日	時 分	
事故処理終了日時	年 月 日	時 分	
他の占有者への影響		他の占有者への 連絡	
事故処理に 携わった責任者	所属	氏名	TEL
報告書作成者	所属	氏名	TEL
事故の状況			
処理の方法			
その他			
添付書類			